

建設発生土の民間工事への流用に関する公募試行要領

1. 趣旨

吉崎市が発注する公共事業により発生する建設発生土(以下「発生土」)について、建設リサイクル法の趣旨に基づき適切な管理のもとで民間工事への有効活用を図り、建設副産物の発生抑制、再資源化の促進、最終処分量及び処分費用の縮減を目的として、発生土の受入れを希望する民間事業者を公募するために必要な事項を定めるものである。

2. 制度内容

吉崎市が発注する公共事業により発生する土砂で、再利用が可能と判断されるものを申請者希望の受入地まで市がダンプトラックにより運搬し、その後の、敷き均し及び整地等は申請者負担により行うものとする。

3. 受入地の条件

受入地は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- ・吉崎市内であること。
- ・申請者自らが所有している又は所有者が受入れについて同意した土地であること。
- ・発生土の受入れ時点において、関係法令等の手続きが完了している土地であること。
- ・受入地までダンプトラック(10t 車、4t 車、2t 車)の通行が可能であり、かつ周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼす恐れがない土地であること。
- ・搬入土砂の飛散、流出防止対策が講じられていること。
- ・盛土、埋戻し、造成等の用途に適合すること。
- ・搬入土砂を現状のまま転売するなど営利目的でないこと。

4. 応募資格

申請者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- ・日本国内に事業所を有する法人または個人事業主であること。
- ・関係法令に違反していないこと。
- ・暴力団関係者でないこと。

5. 試行対象工事

令和8年4月1日から令和9年3月31日発注分の公共工事

6. 申請方法

申請者は、次に掲げる申請書類を提出する。

- ・公共工事発生土受入れ申請書兼誓約書(様式第1号)
- ・関係図面(位置図、面積及び高さが確認できる図面)
- ・関係法令チェックリスト(様式第2号)
- ・関係法令の許可書等の写し(必要な場合)
- ・搬入経路図(様式任意)
- ・その他、吉岐市長(以下「市」)が定める書類

7. 発生土を搬入する受入地の決定

市は、6に規定する申請書類について審査する。

- ・市は、申請された受入地から、運搬費用、受入地の条件等を考慮して、発生土を搬入する受入地を決定する。
- ・市は、審査により適正と認められる場合は、「受入地決定通知書」により申請者に通知する。
- ・市は、審査により適正と認められない場合は、「受入地不採用通知書」により申請者に通知する。

- ・市は、受入地の決定に際し、申請者に対して発生土の土質、搬入時期、搬入方法等について説明を行うとともに、必要に応じ現地立会を求めるものとする。
- ・搬入決定通知を受けた受入地は、搬入開始前から搬入完了後までの期間、見やすい場所に決定番号、申請者氏名、受入れの目的を記載した標識を掲げなければならない。(様式第3号)

8. 発生土の搬入

- ・市は、受入地において廃棄物の不法投棄を確認した場合は、発生土の搬入を中止し、関係機関と連携して必要な措置を講じる。
- ・申請者は、発生土の搬入期間中、現地確認を行う等、状況の把握に努めるものとする。

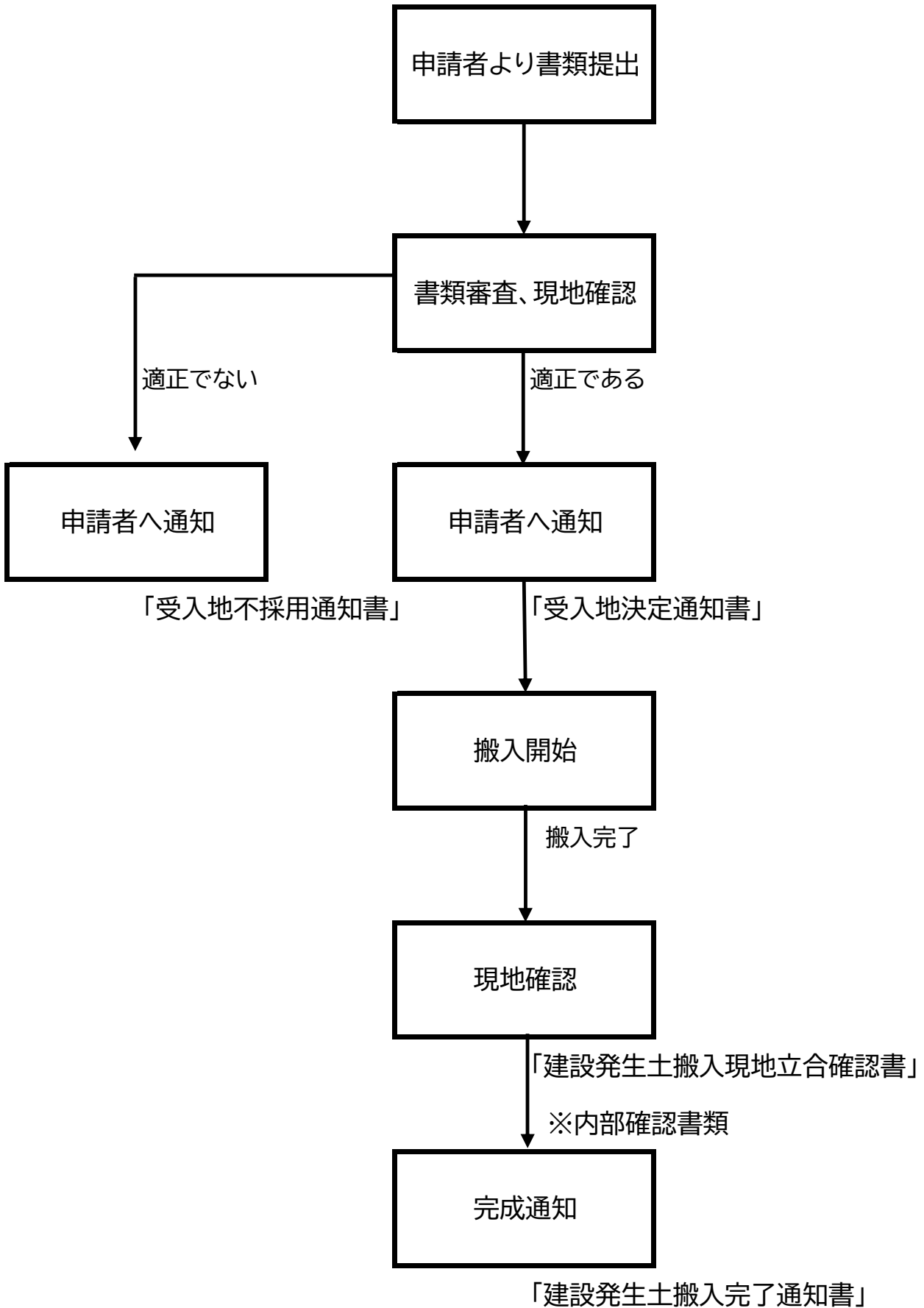
9. 搬入の完了

- ・市は、発生土の搬入が完了した場合は、申請者と現地立会を行い、「建設発生土搬入現地立合確認書」を作成し、「建設発生土搬入完了通知書」により申請者に通知する。

10. 留意事項

- ・発生土の品質は保証しない。
- ・工事の進捗により、希望する土量の全てを確保できない可能性がある。
- ・第三者とのトラブル等は申請者が対応するものとする。
- ・発生土は、適正利用を前提とし廃棄物として処理するものではない。

フロー図



申請書類 チェックリスト

番号	確認項目	確認欄	備考
1	申請書兼同意書(様式1)		
2	関連法令等一覧表(参考様式)		
	許可の種類は以下のとおり	該当	確認欄
	①急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可		
	②砂防法に基づく許可		
	③自然公園法に基づく許可		
	④森林法に基づく林地開発許可および残土受入地内の保安林の有無		
	⑤宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく許可等		
	⑥地すべり等防止法(国土交通省所管、農林水産省所管、林野庁所管)に基づく許可		
	⑦農業振興地域に基づく許可		
	⑧農地法に基づく許可		
	⑨文化財保護法に基づく許可		
	⑩土壌汚染対策法に基づく許可		
	⑪都市計画法に基づく許可		
	⑫建築基準法に基づく許可		
	上記のほかに、国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等		
3	関係図面		
	関係図面等の種類は以下のとおり		
	①位置図		
	②面積及び高さが分かる図面		
	③その他図面		
4	地権者の同意が分かる資料は全員分		
5	コブリス・プラスに建設発生土情報は登録済みか(内部)		

確 認 者：

受入地決定通知書

令和 年 月 日

申請者 様

壱岐市長 篠原 一生 印

下記のとおり決定したので通知します。

決 定 番 号	
搬入の所在地	壱岐市〇〇町〇〇触〇〇番地
搬入土量	m ³
搬入時期	
運搬業者	

建設発生土搬入現地立合確認書

〇〇工事に伴い、建設発生土の受け入れを申請された下記については、搬入が完了したことを確認した。

記

1、申請者

2、搬入の目的

3、搬入地の所在

4、搬入希望土量

5、確認年月日

6、確認者所属氏名

吉崎市 建設課長 〇〇 〇〇

建設発生土搬入完了通知書

令和 年 月 日

申請者 様

壱岐市長 篠原 一生 印

下記のとおり建設発生土の搬入を確認しました。

記

- 搬入地の所在 壱岐市〇〇町〇〇触〇〇番地
- 搬入土量 〇〇m³
- 確認年月日 令和 年 月 日
- 確認職員職氏名 建設課 課長 〇〇 〇〇